

「平成 29 年度福島県標準営業約款普及登録促進月間」

街頭啓発活動のお知らせ

1 趣旨

(公財)福島県生活衛生営業指導センターでは、消費者がお店を選択する際に利便性が図られるよう創設された標準営業約款(以下「約款」という。)制度の周知、並びに登録の促進を図るため、11月の「約款普及登録促進月間」(以下「促進月間」という。)に、理容、美容業、クリーニング、めん類飲食業及び一般飲食業の5業種の生活衛生同業組合(以下「組合」という。)等と連携して、多様な周知広報活動を強力に推進することとしています。

この促進月間の活動の一環として、利用者又は消費者に対する普及・啓発のための街頭啓発活動を行います。

2 実施機関

- (1) 主催 公益財団法人福島県生活衛生営業指導センター
- (2) 共催 公益財団法人全国生活衛生営業指導センター
- (3) 後援 厚生労働省 福島県
- (4) 協賛 5業種の各全国連合会及び組合

3 実施日及び場所

平成 29 年 10 月 30 日(月)午後2時から午後3時まで、JR福島駅(東口)駅前広場において実施します。

理容店・美容店・クリーニング店・めん類飲食店・一般飲食店
営業の皆様へ

11月は、Sマークの普及登録促進月間です！

「Sマーク」登録店になりましょう

消費者のお店選びの目安となるSマーク制度に登録し、安心と信頼のできるお店になりましょう！

厚生労働大臣認可の標準営業約款・Sマークは安全・安心・清潔なお店の目印です



